

設計業務委託料算定書

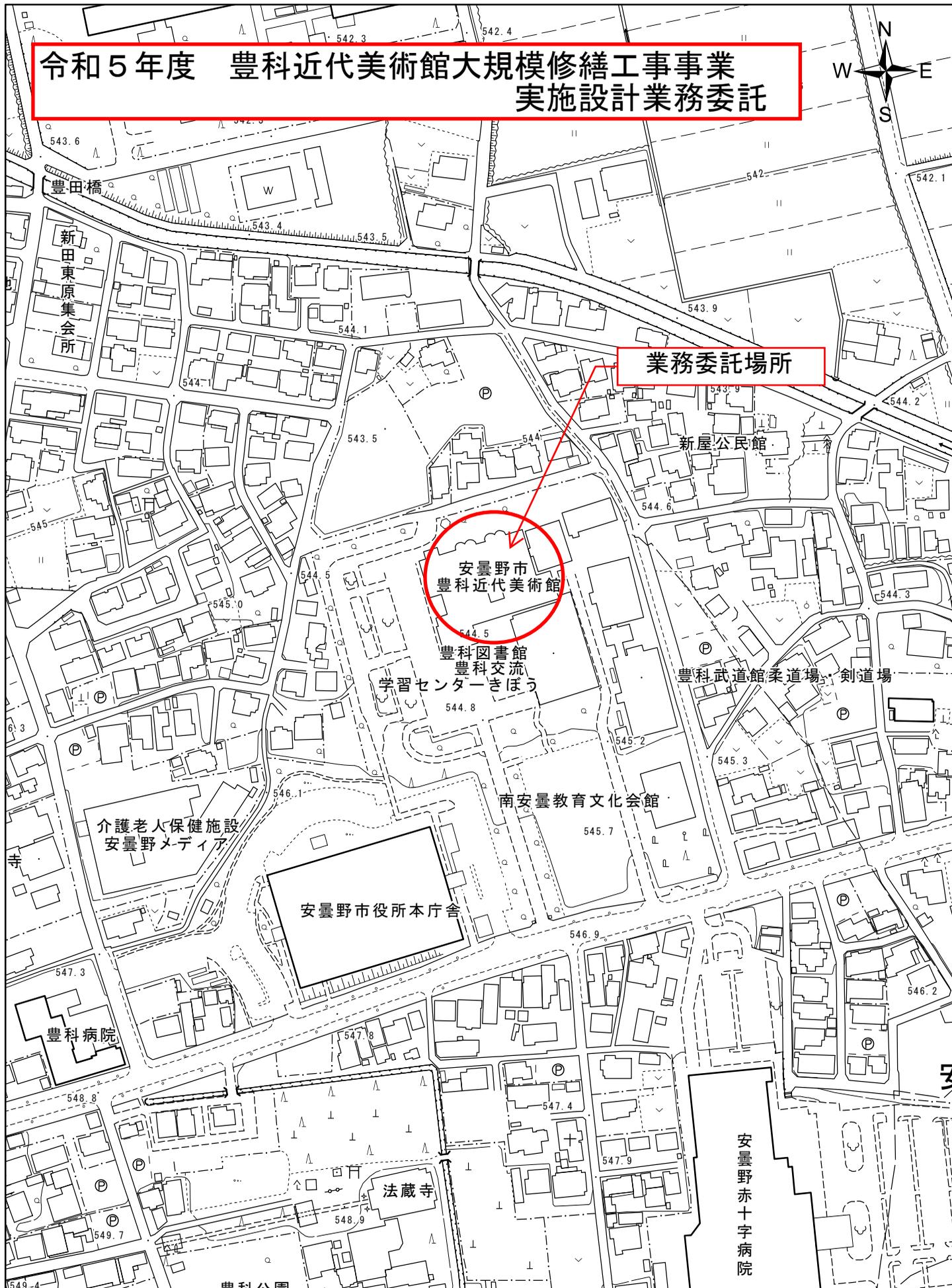
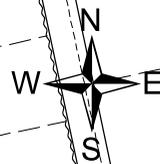
1 業務名	令和5年度 豊科近代美術館大規模修繕工事事業 実施設計業務委託
2 委託期間	契約日 から 令和6年3月15日
3 業務概要	以下及び別添仕様書のとおり
○ 追加業務	現地確認、景観条例届出、工事工程表の作成 積算業務

内 訳 書

項 目	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額	摘 要
I 大規模改修設計					
1 直接人件費	1	式			
$(\Sigma\{(業務人 \cdot 時間数) \times (直接人件費単価)\})$ ※業務人・時間数=一般業務+追加業務					
2 諸経費	1	式			
3 技術等経費	1	式			
I 一計					
II 構造改修設計					
1 直接人件費	1	式			
$(\Sigma\{(業務人 \cdot 時間数) \times (直接人件費単価)\})$ ※業務人・時間数=一般業務+追加業務					
2 諸経費	1	式			
3 技術等経費	1	式			
II 一計					
計					
消費税					
委託費					

案内図

令和5年度 豊科近代美術館大規模修繕工事事業
実施設計業務委託



1:2,500

0 45 90 180 m

令和5年度 豊科近代美術館大規模修繕工事事業
実施設計業務委託 特記仕様書

安曇野市 総務部 財産管理課

I 業務概要

1. 業務名称 令和5年度 豊科近代美術館大規模修繕工事業 実施設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(ア) 施設の名称 豊科近代美術館

(イ) 敷地の場所 安曇野市 豊科近代美術館

(ウ) 施設用途 美術館

平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第十三号 第2類とする。

(エ) 既存施設竣工年月 平成3年

3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「◎」印が付いたものを適用する。「◎」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「◎」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計と条件

(ア) 敷地の条件

a. 敷地の面積 約 25,560 m²

b. 用途地域及び地区の指定

1) 用途地域 区域区分未設定 都市計画区域内

第2種住居地域

2) 防火地域 22条地域

3) その他地区等 —

(イ) 既存施設

a. 延べ面積、主要構造

豊科近代美術館 鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積：約3,607.00m²

収蔵庫 鉄骨造 平屋建 延べ面積：約 280.59m²

燃料保管庫 鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積：約 13.51m²

b. 業務範囲

豊科近代美術館大規模修繕工事の設計業務一式

・老朽度調査業務の内容（改修検討項目）を踏まえた改修設計【資料1】

・構造計算業務を踏まえた、梁補強設計、構造計算【資料2】

(ウ) 建設の条件

a. 予定工事費 ***** 千円（工事内容により調整）

b. 建設工期（予定工期） 令和6～7年度予定

(エ) 設計工期

- a. 設計予定工期 契約日 から 令和6年3月15日

(オ) 設計と条件の資料等

- a. 設計と条件については、次の資料による。

◎令和5年度 豊科近代美術館大規模修繕工事業 老朽度調査業務委託【成果品】

- b. 敷地及び配置計画について

- ・日照・通風の確保、騒音・振動の抑制並びに周辺道路の交通障害等を考慮し、周辺環境と調和した計画とする。
- ・既存樹木の活用と修景緑化、駐車場の適正確保と歩車道の分離並びに積雪寒冷地における雪及び凍害対策を考慮した計画とする。

◎景観法等に基づく「安曇野市景観計画」に沿い、周辺の景観に配慮し地域景観の形成を図る。

- ・既存建物、敷地周囲の構造物、障害物等を十分調査し、建物配置を計画すること。

- c. 建物計画について

◎公共施設としての特性を踏まえ、耐震性能の確保並びに出水、火災等に対する安全対策を考慮した計画とする。

◎身体障害者、高齢者等の施設利用を考慮し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」並びに「長野県福祉のまちづくり条例」の基準に適合するように計画する。

◎敷地の環境条件、用途、規模等を総合的に考慮し、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の基準に準拠し、省エネルギー化を図る計画とする。

◎快適な室内環境を確保するため、色彩及び使用材料の適正な選択、換気、通風及び採光の確保、結露防止及び断熱化を図る等、適切に計画する。

◎保全義務が効果的に行われるよう、耐久性及び耐汚染性の高い仕上げ材料の選定等、容易に維持管理が行えるよう配慮した計画とする。

◎空調設備は再生可能エネルギーの採用、中間期の負荷の低減、ランニングコストの低減、良好な室内環境の配慮等の検討を行う。

- ・「安曇野市の公共建築物・公共土木工事等における地域材利用方針」に基づき、建築物の木質化、家具等の木質化に努める。

- d. その他

◎使用する材料（仕上材等）の選定については、他の美術館等の施工例を参考に比較検討資料を作成し、関係者と協議の上、決定すること。

◎コストと耐久性の両面から工夫しライフサイクルコストの低減が図れること。
なお、建設コストは必ず予定工事費以下とすること。

◎ユニバーサルデザインに配慮し誰もが使いやすく、快適に利用できること。

- ・必要に応じてワークショップ等により保護者・住民等の意見を聞く機会を設け、住民意見を反映した計画に努めること。
- ◎産業廃棄物については、リサイクル法、産業廃棄物処理法を考慮し、分別解体を徹底し、再資源化又は再利用化を図る。
- ◎工事中の騒音・振動の抑制、搬出入車両の事故の防止・道路環境保全、落下物等に対する養生、解体工事における崩落対策等を考慮する。
- ◎解体において特別管理産業廃棄物が使用されている場合については、法令等により適正な処分を行うように計画する。
- ◎別途発注のアスベスト調査業務の結果を設計に反映させること

II 業務仕様

公共建築設計業務委託共通仕様書（平成31年改定）（以下「共通仕様書」という。）と本特記仕様書は、相互に補完するものである。

1. 管理技術者等の資格要件

(1) 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

※ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）

- ・ 一級建築士または建築士法第2条第3項に規定する二級建築士（以下「二級建築士」という。）

（ただし、二級建築士にあっては、建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者とする。）

※ 管理技術者は、建築（意匠）の主任技術者を兼務してよいこととする。

(2) 担当技術者

担当技術者は ◎建築（意匠）、◎建築（構造）、◎建築（積算）、◎電気設備、◎機械設備の部門について配置する。

また、それぞれの部門の責任者として、主任担当技術者を1名ずつ選定し配置する。

なお、主任担当技術者は、担当設計業務の分野について専門的な知識と経験を有する者とし、資格要件は次による。

a. 建築（意匠）主任担当技術者については、次の資格を有する者とする。

1) 一級建築士の資格を有する者

b. 建築（構造）主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。

1) 一級建築士の資格を有し、建築構造設計の業務に5年以上の経験を有する者

2) 建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士の資格を有する者（以下「構造設計一級建築士」という。）

- 3) 建築基準法（昭和25 年法律第201 号。以下同じ。）第77 条の35 の7 に規定する構造計算適合性判定員の資格を有する者（以下「構造計算適合性判定員」という。）
- c. 建築（積算）主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
- 1) (社) 日本建築積算協会が付与する建築積算士（建築積算資格者）の資格を有し、建築工事の積算業務に3年以上の経験を有する者
 - 2) (社) 日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士（建築積算資格者）の資格を有する者
- d. 電気設備主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
- 1) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士（以下「建築設備士」という。）の資格を有し、電気設備工事の設計業務に5年以上の経験を有する者
 - 2) 建築士法10条の2の2第4項に規定する設備設計一級建築士の資格を有する者（以下「設備設計一級建築士」という。）
 - 3) 電気設備工事の設計業務に10年以上の経験を有する者
- e. 機械設備主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
- 1) 建築設備士の資格を有し、機械設備工事の設計業務に5年以上の経験を有する者
 - 2) 設備設計一級建築士の資格を有する者
 - 3) 機械設備工事の設計業務に10年以上の経験を有する者
- f. 主任担当技術者については、次の部門に限り兼務して良いこととする。
- ・ ~~建築（意匠）と建築（構造）と建築（積算）~~
 - 電気設備と機械設備

2. 業務計画書

共通仕様書第3章3.5の業務計画書（様式第6号）には、次の内容を記載する。

業務概要

業務方針

設計工程表（様式第8号）

管理体制及び連絡体制

その他

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

~~a. 基本設計業務~~

- ・ ~~建築（総合）基本設計に関する標準業務~~
- ・ ~~建築（構造）基本設計に関する標準業務~~
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計業務

- ◎建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ◎建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ◎電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ◎機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

c. その他

- ・委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- ◎委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成
- ・工事費概算書の作成
- ・工事概要図の作成（位置図、配置図、工事概要、代表的な平面図・立面図、屋根伏図、その他監督員指定様式による）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ◎積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成）
- ・確認申請手続業務及びこれに付随する詳細協議（申請手数料は含まない）
- ・透視図作成（CG 着色パース、A3判、外観面、内観面）
- ・模型製作（スタディー用白模型 個（縮尺1/））
- ◎市町村条例等に基づく届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ◎概略工事工程表の作成
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ・建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
- ・都市計画法施行規則第60条による証明に係る手続業務
- ・長野県地球温暖化対策条例に基づく各検討及び届出に係る業務
- ・住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）

~~(3) その他の業務の内容及び範囲~~

- ~~・アスベスト含有調査（定性分析）（検体）~~
- ~~・シーリング材PCB含有調査（検体）~~
- ~~・絶縁油中のPCB含有試験（検体）~~

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- ~~a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。~~
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 設計業務は、本特記仕様書 I 4 (3) a に示す予定工事費を超過しないように行うこと。

(2) 提出書類

- a. 受注者は、次の書類を提出する。
 - 管理技術者等通知書（様式第 1 号）（健康保険被保険者証及び保有する資格を証する書類の写を含む）
 - 技術者経歴書（様式第 3 号）
 - 業務工程表（様式第 4 号）
 - 業務委託承諾願（様式第 5 号）（業務の一部を再委託する場合に限る）
- b. 受注者は、設計業務（補助業務を除く）の一部を再委託した場合は、再委託に係る契約書の写しを提出する。
- c. 業務実績情報の登録について
 - ・要
 - 受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録の内容について監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には登録の完了が確認できる資料として、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を検査員に提出し、確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。
 - ⊙不要（ただし、受注者は任意で業務実績情報の登録ができることとする。）

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（建築基準法、消防法等の所管官庁との打合せ等）

(4) 適用基準等

本業務に以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は対象施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

a. 共通

- | | | |
|-----------------|----------------|-----------|
| ⊙公共建築工事積算基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 | （平成28年版） |
| ⊙公共建築工事標準単価積算基準 | 同 上 | （令和 4 年版） |
| ⊙公共建築工事共通費積算基準 | 同 上 | （平成28年版） |
| ⊙官庁施設の基本的性能基準 | 同 上 | （令和 2 年版） |

◎官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	同 上	(平成25年版)
◎官庁施設の総合耐震診断・改修基準	同 上	(平成 8 年版)
◎敷地調査共通仕様書	同 上	(令和 4 年版)
◎安曇野市建築工事の手引き	安曇野市	(令和元年版)

b. 建築

◎建築設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	(令和 4 年版)
◎建築構造設計基準	同 上	(令和 3 年版)
◎構内舗装・排水設計基準	同 上	(平成27年版)
◎建築工事標準詳細図	同 上	(令和 4 年版)
◎木造計画・設計基準	同 上	(平成29年版)
◎建築工事設計図書作成基準	同 上	(令和 2 年版)
◎公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築木造工事標準仕様書	同 上	(令和 4 年版)
◎建築解体工事共通仕様書	同 上	(令和 4 年版)

c. 建築積算

◎公共建築数量積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	(平成29年版)
◎公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築工事見積標準書式 (建築工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築改修工事の積算マニュアル	同 上	(平成27年版)

d. 設備

◎建築設備計画基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	(令和 3 年版)
◎建築設備設計基準	同 上	(令和 3 年版)
◎建築設備工事設計図書作成基準	同 上	(令和 3 年版)
◎公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事)	同 上	(令和 4 年版)

e. 設備積算

◎公共建築設備数量積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	(平成29年版)
◎公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)
◎公共建築工事見積標準書式 (設備工事編)	同 上	(令和 4 年版)

f. その他

- ◎学校施設の非構造部材の耐震化ハンドブック(改訂版)・(追補版) (平成31年版)
- ◎学校施設の非構造部材の耐震対策事例集 (平成24年版)
- ◎学校施設における天井等落下防止対策のための手引 (平成25年版)

(5) 貸与資料等

a. 既存設計図書等

- ◎当初確認申請図書、構造計算書

b. 既存資料

- ◎令和5年度 豊科近代美術館大規模修繕工事事業 老朽度調査業務委託【成果品】
- ◎令和5年度 豊科近代美術館大規模修繕工事事業 アスベスト調査業務委託【成果品】

- ◎令和4年度 豊科近代美術館 構造計算業務委託【成果品】

c. 資料の貸与及び返却

貸与資料	適用
<ul style="list-style-type: none"> ・貸与資料等のうち、○印の付いたもの ◎当初確認申請図書、構造計算書 ◎令和5年度 豊科近代美術館大規模修繕工事事業 老朽度調査業務委託【成果品】 ◎令和5年度 豊科近代美術館大規模修繕工事事業 アスベスト調査業務委託【成果品】 ◎令和4年度 豊科近代美術館 構造計算業務委託【成果品】 	

貸与場所 (総務部 財産管理課) 貸与時期 (業務着手時)

返却場所 (総務部 財産管理課) 返却時期 (業務完了時)

(6) 一般業務のうち業務委託内容に含まれない業務(対象外業務)の範囲等

業務委託内容に含まれない業務は、次のそれぞれ業務の業務内容のうち、「委託対象外業務等」欄に記された業務とする。

a. 基本設計業務

業務内容		委託対象外業務等
1)設計条件等の整理	(i)条件整理	---
	(ii)設計条件の変更等の場合の協議	---
2)法令上の諸条件の調査及び関係機関	(i)法令上の諸条件の調査	---

との打合せ	(ii)確認申請に係る関係機関との打合せ	---
3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		---
4)基本設計方針の策定	(i)総合検討	---
	(ii)基本設計方針の策定及び説明	---
5)基本設計図書の作成		---
6)概算工事費の検討		---
7)基本設計内容の説明等		---

b. 実施設計業務

業務内容		委託対象外業務等
1)要求等の確認	(i)要求等の確認	基本設計策定時に取得する情報の整理により業務の軽減が図られる部分
	(ii)設計条件の変更等の場合の協議	変更内容を監督員が整理することにより業務の軽減が図られる部分
2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	基本設計策定時に取得する資料の整理により業務の軽減が図られる部分
	(ii)確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計策定時に調整される事項により業務の軽減が図られる部分
3)実施設計方針の策定	(i)総合検討	監督員において判断される事項により業務の軽減が図られる部分
	(ii)実施設計のための基本事項の確定	監督員において判断される事項により業務の軽減が図られる部分
	(iii)実施設計方針の策定及び説明	詳細な説明を省くことにより業務の軽減が図られる部分
4)実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成	貸与等資料により業務の軽減が図られる部分
	(ii)確認申請図書の作成	---
5)概算工事費の検討		積算業務実施により業務の軽減が図られる部分
6)実施設計内容の説明等		実施設計完了時の詳細な説明を省くことにより業務の軽減が図られる部分

(7) その他、業務の履行に係る条件等

a. 指定部分の範囲 (.....)

指定部分の履行期限 (.....)

b. 成果物の提出場所 (.....)

c. 成果物の取り扱いについて

提出されたCAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

1) 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

2) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

① 写真を公表すること。

② 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

e. 設計に係る著作権について

当該設計に係る著作権は、安曇野市に帰属する。

f. 設計図等への設計者等の明示について

提出された設計図には、設計に関係した管理技術者、主任担当技術者、担当技術者の所属、氏名を明示するとともに、完成図にも同様の表示を行うことに同意すること。

5. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

基本設計の成果物は下記により、体裁・提出部数等は、表1-1による。

a. 建築基本設計図書

1) 計画説明書(設計主旨、要求性能)

2) 建築計画概要書

建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画(仕上概要表、簡易な透視図を含む。)、景觀計画、色彩計画、セキュリティー計画、防災計画、外構計画、植栽計画、雨水排水計画(雨水浸透試験結果書を含む。)、工程計画、仮設計画、法令等摘要計画(各室面積検討を含む。)、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書

3) 建築基本設計図(面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、各階平面図、各面立面図、断面図)

4) 構造基本計画書(基本方針、仕様概要)

- 5) 構造計画概要書 (計画図、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書)
- 6) 工事費概算書
- 7) 各種技術資料
- b. 電気設備基本設計図書
 - 1) 現地調査書
 - 2) 電気設備基本計画概要書
電気設備計画概要、電気設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書
 - 3) 電気設備基本設計図
 - 4) 工事費概算書
 - 5) 各種技術資料
- c. 機械設備基本設計図書
 - 1) 現地調査書
 - 2) 機械設備基本計画概要書
機械設備計画概要、機械設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書
 - 3) 機械設備基本設計図
 - 4) 工事費概算書
 - 5) 各種技術資料

(表 1 - 1)

種 別	体 裁	部 数	備 考
・ 建築基本設計図書	ファイル綴じ (A 3)	4部	電子データ (PDF 形式) を含む
・ 建築基本設計図			CAD データ (SXF 又はJWW 形式) を含む
・ 電気設備基本設計図書			電子データ (PDF 形式) を含む
・ 電気設備基本設計図			CAD データ (SXF 又はJWW 形式) を含む
・ 機械設備基本設計図書			電子データ (PDF 形式) を含む
・ 機械設備基本設計図			CAD データ (SXF 又はJWW 形式) を含む
・ 打ち合わせ書	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・ リサイクル計画書	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・ CASBEE 評価	ファイル綴じ (A 4)	1部	
...		部	
...		部	
① 電子データ類は、CD-R に収録し提出する。(2枚) ② ケース、CD-R 及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。 ③ 提出の体裁は、監督員の指示による。			

(2) 実施設計

a. 建築実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表1-2による。

(表1-2)

種別	体裁	部数	備考
◎意匠設計図	白焼き (A3)	1部	CAD データ (JWW 形式)、 電子データ (PDF 形式) を含む ※図面は設計事務所名称のあり、なし それぞれ作成すること
(表紙、図面目録、工事区分表、特記仕様書、案内図、配置図、敷地求積図・面積表、建築求積図・面積表、平均地盤面算定図、仕上表、各階平面図、各面立面図、断面図、断面詳細図、平面詳細図、部分詳細図、展開図、天井伏図、屋根伏図、建具キープラン、建具リスト、工作物等詳細図、外構計画図、外構詳細図、解体撤去図、仮設計画図、工程表、関係法令等適合図、その他必要とされる図面)			
◎構造設計図	白焼き (A3)	1部	CAD データ (JWW 形式)、 電子データ (PDF 形式) を含む ※図面は設計事務所名称のあり、なし それぞれ作成すること
(特記仕様書、基礎・基礎梁伏図、各階伏図、小屋伏図、軸組図、断面リスト、標準詳細図、基礎配筋図、各部配筋図、鉄骨詳細図、関係法令等適合図、その他必要とされる図面)			
・上記設計図 製本	白焼き製本 (A1)	2部	表紙、背表紙タイトル入り
◎上記設計図 製本	白焼き製本 (A3)	3部	電子データ (PDF 形式) を含む 表紙、背表紙タイトル入り
◎構造計算書	原本ファイル綴じ (A4)	1部	構造計画概要書を含む
・工事費概算書	ファイル綴じ (A4)	1部	
・工事概要図	ファイル綴じ (A3)	1部	電子データ (PDF 及び JWW 形式) を含む
・設計説明書	ファイル綴じ (A4)	1部	設計意図伝達事項の記載を含む
◎打ち合わせ書	ファイル綴じ (A4)	1部	
・リサイクル計画書	ファイル綴じ (A4)	適宜	
・木材使用状況報告書	ファイル綴じ (A4)	1部	
◎確認申請関係図書	ファイル綴じ (A4)	適宜	増築の可否について検討
◎各種申請図書	ファイル綴じ (A4)	適宜	
・省エネルギー関係計算書	ファイル綴じ (A4)	適宜	
・透視図	ファイル綴じ (A3)	1部	電子データ (JPEG 形式) を含む 枚数 (2枚・2カット)、額の有無 (有)
・写真	ファイル綴じ (A4)	適宜	電子データ (JPEG 形式) を含む
◎カタログ等	ファイル綴じ (A4)	1部	必要がある場合
・建物保全計画書	ファイル綴じ (A4)	1部	

・アスベスト含有調査報告書	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・シーリング材PCB 含有調査	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・絶縁油中のPCB 含有調査	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・CASBEE 評価書	ファイル綴じ (A 4)	1部	
...		部	
...		部	
...		部	

① 原図類は、三つ折り図面ケースに入れて提出する。
 ② 電子データ類は、CD-R に収録し提出する。(2枚)
 ③ ケース、CD-R 及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。
 ④ 特記仕様書は、発注者から貸与される書式データにより作成すること。
 ⑤ 製本は、発注工事物件毎とする。

b. 設備実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表1-3による。(表1-3)

種別	体裁	部数	備考
◎電気設備設計図	白焼き (A 3)	1部	CAD データ (JWW 形式)、 電子データ (PDF 形式) を含む ※図面は設計事務所名称のあり、なし それぞれ作成すること
(表紙、図面目録、特記仕様書、系統図、平面図、機器一覧表、音響設備取付図、機器姿図、機器・配線撤去図、配置図、工程表、関係法令等適合図、その他必要とされる図面)			
◎機械設備設計図	白焼き (A 3)	1部	CAD データ (JWW 形式)、 電子データ (PDF 形式) を含む ※図面は設計事務所名称のあり、なし それぞれ作成すること
(表紙、図面目録、特記仕様書、案内図、配置図、屋外配管図、凡例・系統図・機器表、各階平面図・平面詳細図、既存撤去図及び仮設図、施工区分表、施工標準図、工事工程表、検討案比較、関係法令等適合図、その他必要とされる図面)			
・上記設計図 製本	白焼き製本 (A 1)	2部	表紙、背表紙タイトル入り
◎上記設計図 製本	白焼き製本 (A 3)	3部	電子データ (PDF 形式) を含む 表紙、背表紙タイトル入り
◎電気設備計算書	ファイル綴じ (A 4)	1部	電子データ (PDF 形式) を含む
◎機械設備計算書	ファイル綴じ (A 4)	1部	電子データ (PDF 形式) を含む
・工事費概算書	ファイル綴じ (A 4)	1部	
・設計説明書	ファイル綴じ (A 4)	1部	設計意図伝達事項の記載を含む
◎打ち合わせ書	ファイル綴じ (A 4)	1部	

・リサイクル計画書	ファイル綴じ (A4)	1部	
◎確認申請関係図書	ファイル綴じ (A4)	適宜	増築の可否について検討
◎各種申請図書	ファイル綴じ (A4)	適宜	
・省エネルギー関係計算書	ファイル綴じ (A4)	1部	
・省エネルギー改修計画提案書	ファイル綴じ (A4)	1部	
...		部	
...		部	
...		部	
<p>① 原図類は、三つ折り図面ケースに入れて提出する。</p> <p>② 電子データ類は、CD-R に収録し提出する。(2枚)</p> <p>③ ケース、CD-R 及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。</p> <p>④ 特記仕様書は、発注者から貸与される書式データにより作成すること。</p> <p>⑤ 製本は、発注工事物件毎とする。</p>			

c. 積算業務の成果物の体裁・提出部数等は、表1-4による。

(表1-4)

種別	体裁	部数	備考
【建築】			
◎工事内訳書	ファイル綴じ (A4)	1部	電子データ (エクセル形式) を含む
◎積算数量調書	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎積算数量算出書	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎複合単価等作成資料	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎見積書、見積一覧表	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎打ち合わせ書	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
【電気設備】			
◎工事内訳書	ファイル綴じ (A4)	1部	電子データ (エクセル形式) を含む
◎積算数量調書	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎積算数量算出書	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎複合単価等作成資料	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎見積書、見積一覧表	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎打ち合わせ書	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
【機械設備】			
◎工事内訳書	ファイル綴じ (A4)	1部	電子データ (エクセル形式) を含む
◎積算数量調書	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎積算数量算出書	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
◎複合単価等作成資料	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。

①見積書、見積一覧表	ファイル綴じ（A4）	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
②打ち合わせ書	ファイル綴じ（A4）	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
① 電子データ類は、実施設計における電子データを収録したCD-R に収録し提出する。（2枚）			
② ケース、CD-R 及びファイルには、監督員より指示される箇所及び内容のタイトルを入れること。			

豊科近代美術館大規模修繕工事事業 老朽度調査業務 改修検討項目

■凡例

	: 老朽度調査結果により必要と考えられる工事項目
(館要望)~	: 美術館要望を元に、打合せにて検討対象に含めた工事項目
(提案)~	: 併せて工事を行うことが効率的と考えられる提案項目

本館外部（中庭・回廊・庭園・歩廊を含む） 建築工事		
場所	内容	備考
瓦屋根	新規瓦に葺き替え(全数固定)、アスファルトルーフィング葺き替え 軒部仕上塗材：剥離部補修の上、再施工	
陸屋根	防水層・保護層・ドレン：撤去の上、再施工 / 床仕上げ材：ユニットタイル敷き / 目隠しフェンス新設 立上り保護材：モルタル【石綿検査待】⇒含有なし 立上り保護材（2階南廊下屋上）：押出成形セメント板【石綿含有】撤去の上、非含有品にて再施工 バラベットの：高圧洗浄+ひび割れ補修+コーキング打ち直し+再塗装 笠木新設（北テラス、西テラス、庭園） 樋・雨水配管：漏水部補修および高圧洗浄 ※2階南廊下屋上は雨水配管屋外化やオーバーフロー設置も検討 タラップ新設	
北側円形屋根	アスファルトシングル【石綿含有】撤去の上、ガルバリウム鋼板に葺き替え	
軒天井 (回廊、歩廊)	ケイ酸カルシウム板【石綿含有】撤去の上、非含有品にて再施工	
外壁 (中庭・庭園の腰壁含む)	仕上塗材：高圧洗浄+ひび割れ補修+再塗装	
外周基礎立上り	剥離部のモルタル【石綿含有】撤去の上、非含有品にて再施工	
鋼製ドア・サッシ	塗り替え、錠・戸当り金物やり替え	※喫茶多目的ホールへ網戸追加を含む
床御影石	(エントランス階段手前) ひび割れ補修・交換 / 点字ブロック部まで御影石延長	
床レンガタイル	(庭園・歩廊入口、北側通用口入口、歩廊入隅) ひび割れ補修・交換	
鉄骨柱脚金物 (北側通用口)	錆除去の上、再塗装	
(館要望)中庭に屋根新設	飾柱・一部腰壁など：撤去 床：レンガタイル、柱・梁：鉄骨造 ロックウール吹付、天井：岩綿吸音板 屋根・軒天・軒先：ガルバリウム鋼板、高窓：採光・排煙用アルミサッシ	
(館要望)歩廊入口にスロープ 新設	床：レンガタイル、既存扉ドアストッパー新設	

燃料庫 建築工事		
屋根	アスファルトシングル【石綿含有】撤去の上、ガルバリウム鋼板に葺き替え	
収蔵庫 建築工事		
外壁	サイディング撤去の上、再施工	
アルミドア	ガラス交換	
本館内部 建築工事		
場所	内容	備考
各室共通	壁：外壁屋内側にLGS65 +PB12.5 +ビニールクロス貼り、ロックウールボードt=50	
	天井：岩綿吸音板撤去の上、再施工、RCスラブに発泡ウレタンフォームt=30吹付	
1階 展示室・休憩室	床：塩ビタイル撤去の上、再施工	※壁天井断熱工事含む
	壁：外壁以外もLGS65 +PB12.5 +ビニールクロス貼り	
	天井（ヒーター・天面）：ケイ酸カルシウム板【石綿含有】撤去の上、非含有品にて再施工	
	◀構造改修工事▶構造スリット設置（倉庫・展示室4）	
	（館要望）（展示室2・3）既存ドアふさぎ	
1階 廊下	壁：仕上塗材【石綿含有】撤去の上、コンクリートひび割れ補修+非含有品にて仕上塗材再施工	※壁天井断熱工事含む
	[既存不適格] 防火シャッターに危害防止装置の設置	
	（館要望）東側通用口：開口広げる	
1階 エントランスホール	壁：コンクリートひび割れ補修の上、E P 塗装	※壁天井断熱工事含む
	天井：曲面ボード【石綿検査待】⇒含有あり	
	（館要望）風除室・歩廊入口の鉄扉変更：自動ドア新設	
	（館要望）カウンター・事務室ドア：やり替え	
1階 多目的ホール	壁：ビニールクロス貼り替え	※壁天井断熱工事含む
	壁：モルタルひび割れ補修の上、E P 塗装	
	腰壁：板壁張り替え	
	建具：木製ドアやり替え	
	（館要望）入口の鉄扉変更：自動ドア新設	
（館要望）便所をやり替え、拡張する		
1階 喫茶・厨房	壁：ビニールクロス貼り替え	※壁天井断熱工事含む
	カウンター壁：軟質スレートボード【石綿含有】撤去の上、非含有品にて再施工	
	天井：ケイ酸カルシウム板【石綿含有】撤去の上、非含有品にて再施工	

1階 オリエンテーション ルーム	壁：コンクリートひび割れ補修の上、E P 塗装	※壁天井断熱工事含む
1階 事務室・ 館長室・学芸員室 ・収蔵庫1	床：塩ビタイル撤去の上、再施工	※壁天井断熱工事含む
	巾木：ソフト巾木【石綿含有※範囲要確認】撤去の上、非含有品にて再施工	
	壁：ビニールクロス貼り替え	
	壁：モルタル【石綿含有※範囲要確認】撤去の上、非含有品にて再施工	
	工事期間中の仮設事務所が必要（プレハブで1年間程度）	
階段室・E Vホール	天井：ケイ酸カルシウム板【石綿含有】撤去の上、非含有品にて再施工	
	[既存不適格] 防火シャッターに危害防止装置の設置	
	(館要望)階段床：レンガタイル段鼻に防滑塗床材で明度差つける	
	(館要望)東階段に手すりを追加	
2階 展示室	壁：外壁以外もLGS65 +PB12.5 +ビニールクロス貼り	※壁天井断熱工事含む（収蔵庫2も含む）
	壁（展示室8のみ）：LGS65 +構造用合板t=12 +PB12.5 +ガラスクロス +EP	
	≪構造改修工事≫開口閉塞（展示室5・8）	
	(館要望)（展示室7）間仕切り壁撤去	
	(館要望)床：既存フローリング研磨の上、ウレタン塗装	
2階 廊下	壁：コンクリートひび割れ補修の上、E P 塗装	※壁天井断熱工事含む、※窓埋め込み工事含む
	(館要望)休憩室に自動ドア設置し風除室をつくる	
	(館要望)交流学习センター渡り廊下扉に固定金具設置	※法的に不可（「常時開放」への改造はできるがこれを閉じておくことは不可）
2階 ファンルーム・機械室	床・壁：コンクリートひび割れ補修	
1階 便所等	壁天井断熱工事に伴うやり替え	
2階 便所等	壁天井断熱工事に伴うやり替え	
館内各所	(館要望)既存ベンチの更新	
駐車場からの経路	(館要望)屋外サイン	

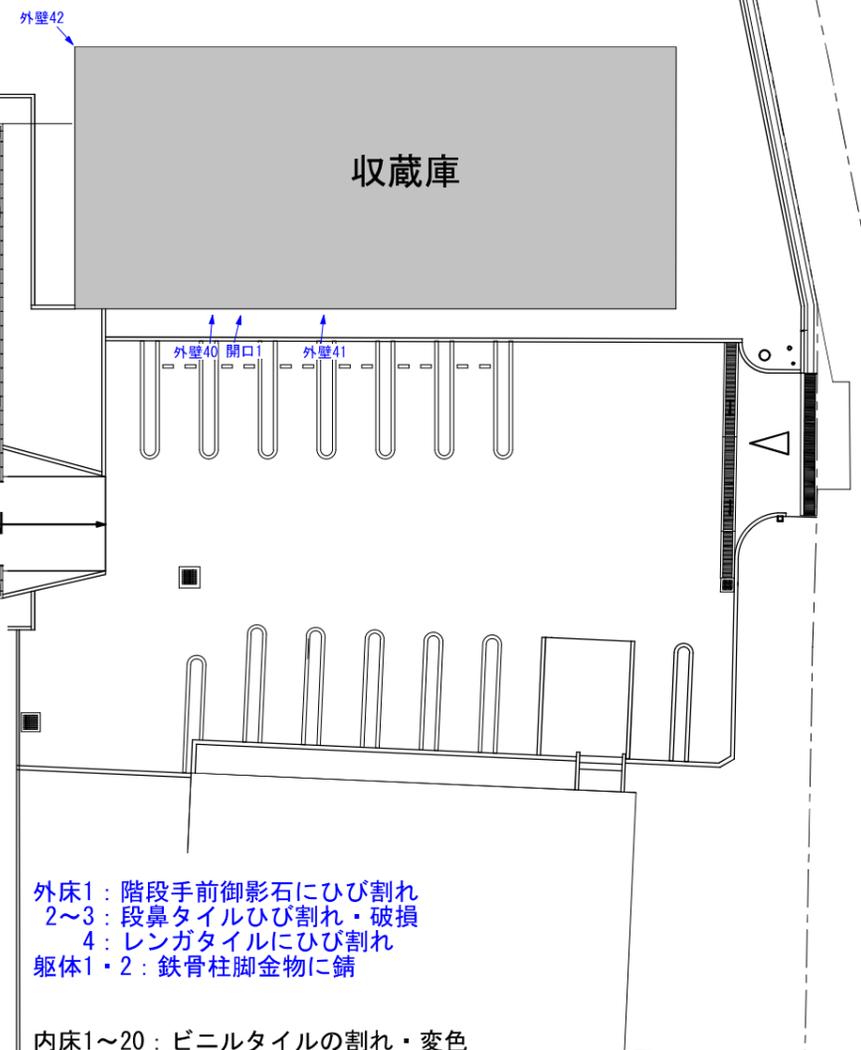
昇降機設備工事		
場所	内容	備考
階段室・E Vホール	[既存不適格] E V撤去の上、交換	※2024年度一杯までは、既にほとんどの工事予約枠が埋まっている状況

電気設備工事		
場所	内容	備考
1階 展示室	(館要望)ベース照明の更新	
	(館要望)ライティングレール・スポットの更新	
	(館要望)コンセントのカバー交換	
1階 廊下	(館要望)ベース照明の更新・増設	
	(館要望)ライティングレール・スポットの更新・増設	
1階 エントランスホール	(館要望)LAN配線増設・既存配線整理	
1階 多目的ホール	(館要望)ライティングレール・スポットの増設	
	(提案)既存照明の更新	
階段室・E Vホール	(館要望)高所照明の更新	
	(提案)既存照明の更新	
2階 展示室	(館要望)ベース照明の更新	
	(館要望)ライティングレール・スポットの更新	
	(提案)コンセントのカバー交換	
2階 廊下	(館要望)ベース照明の更新・増設	
	(館要望)ライティングレール・スポットの更新・増設	
館内各所	(館要望)誘導灯・非常用照明の更新	
	(館要望)WiFi設置	
	(館要望)デジタルサイネージを3ヶ所設置(エントランス・各E V付近)	
	(館要望)交流学習センターで受電、子メーター設置し各棟への電力使用量が分かるようにする	※既に子メーターあり
	(提案)照明器具交換の追加(1階 事務室、館長室、オリエンテーションルーム、学芸員室、収蔵庫1)	

機械設備工事		
場所	内容	備考
1階 展示室	(館要望)エアコン新設	
	(館要望)換気扇の交換 (第3展示室は1つは済)	
1階 廊下	(館要望)エアコン新設	
1階 エントランスホール	(館要望)エアコン新設	
1階 多目的ホール	(館要望)エアコン更新	
	(館要望)不要な厨房機器撤去	
	(館要望)流し・トイレ排水つまりの解消 (配管洗浄および公共下水へ接続)、トイレ拡張	
1階 オリエンテーションルーム	(館要望)エアコン更新 (宮芳平記念展示室、事務室、館長室も同系統なのでまとめて更新)	
2階 展示室	(館要望)エアコンのエリア分け (既存ダクトにダンパ設置、空調機更新)	
2階 廊下	(館要望)エアコン新設	※展示室空調から分岐は能力不足、天カセエアコン新設に方針変更
館内各所	(館要望)館内トイレ等の給湯 (トイレに電気温水器新設、流しのガス給湯器更新)	
	(館要望)学芸員室エアコン更新、収蔵庫1にエアコン新設	
	(館要望)中庭にエアコン新設	
	(館要望)新館既存展示ケースへ空調新設	
	(提案)換気扇交換の追加 (1階 事務室、館長室、オリエンテーションルーム、学芸員室、収蔵庫1)	
	(提案)2階 収蔵庫2のエアコン更新	



豊科近代美術館
増築棟



外床1：階段手前御影石にひび割れ
 2~3：段鼻タイルひび割れ・破損
 4：レンガタイルにひび割れ
 躯体1・2：鉄骨柱脚金物に錆

内床1~20：ビニルタイルの割れ・変色
 21：レンガタイルのひび割れ
 内壁3~19：ビニルクロス剥がれ・浮き・傷等
 20~44：コンクリートひび割れ
 45~64：吹付仕上の剥がれ・欠け・傷等
 65・66：腰壁板の傷
 67：塗装仕上のひび割れ
 天井2~5：岩綿吸音板に変色(照明跡)
 建具1：鋼製ドアの塗装劣化・傷等
 2・3：木製ドアの傷・破損
 4：木製ドアのクロス剥がれ
 雑1：ポンプ架台に錆・塗装劣化

外壁43~44、48、50：開口周囲にひび割れ
 45~47：吹付仕上が剥落
 49：吹付仕上に変色
 50・52：コンセントプレートが無くなっている
 53・54：コンクリート化粧型枠仕上に白華
 開口2：鋼製ドアの戸当り金物が破損
 3：鋼製格子の塗装劣化・傷等
 4：鋼製ドアの塗装に傷あり
 5：スチールサッシに錆あり
 外床5~7：タイルに白華
 躯体3：鉄骨柱梁に錆

豊科近代美術館

■劣化状況概要

赤文字：劣化状況C（重度の劣化がある状態）の内、特に優先すべき項目
 青文字：劣化状況C（重度の劣化がある状態）の内、上記を除くもの
 黒文字：劣化状況B（軽微な劣化がある状態）

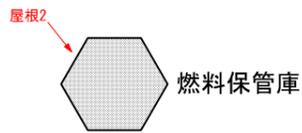
天井1：岩綿吸音板に染み(上部テラスから雨漏り)

内壁1・2：コンクリートひび割れ

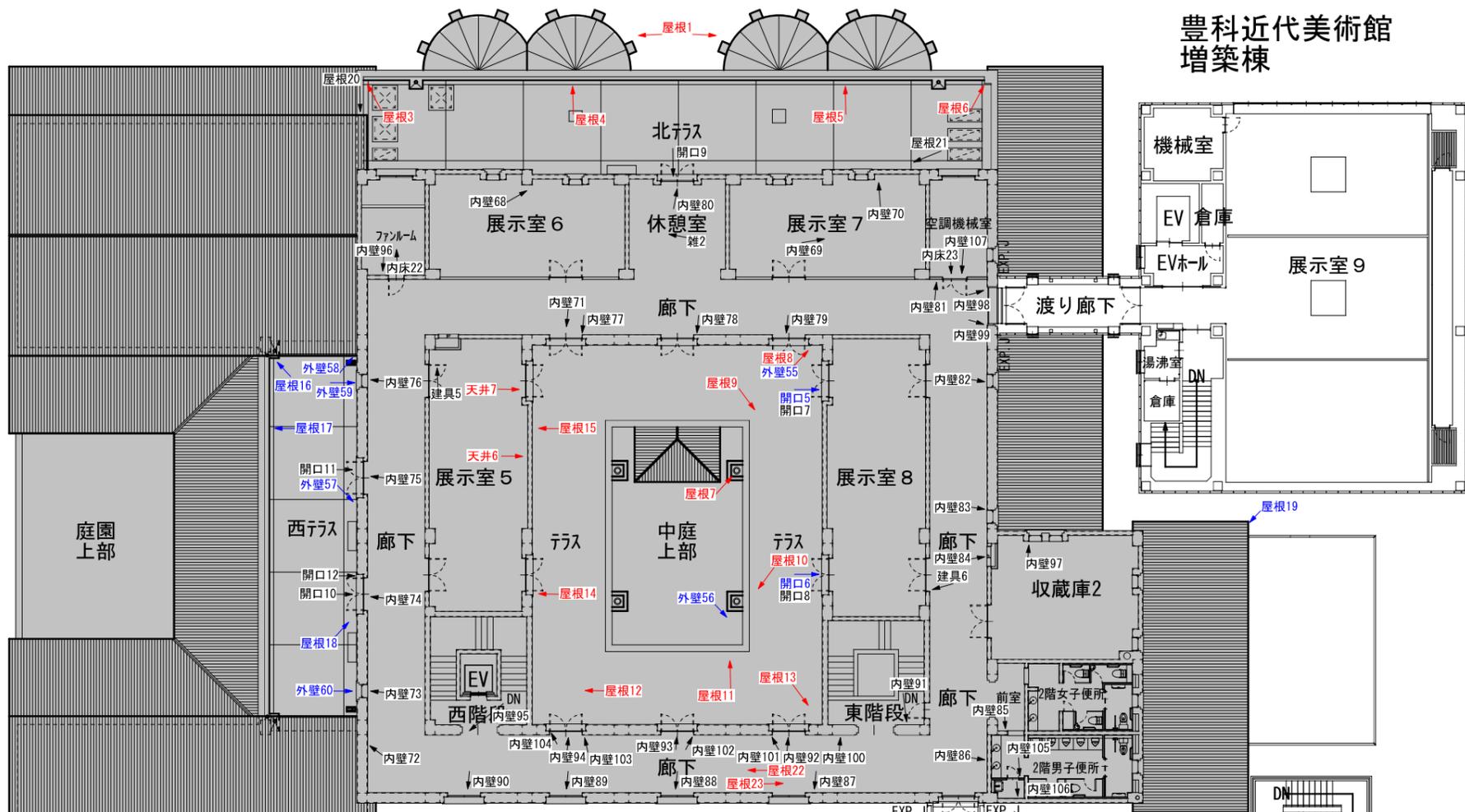
外壁1・2、6~8、11~12、17~19、14~15、22~31：開口周囲にひび割れ
 3：基礎立上り部モルタル剥落
 4、32：コンクリート化粧型枠仕上にひび割れ
 5：コンクリート笠木の吹付仕上が剥落
 9、13、37：壁全体に変色・コケの発生
 10、33・34：開口周囲の吹付仕上が剥落
 16~21：コンクリート笠木にひび割れ
 35・36：腰壁コンクリートひび割れ
 38・39：雨がかり部の吹付仕上が剥落
 40・41：サイディングにひび割れ
 42：外壁下端水切に破損あり
 開口1：アルミドアのガラスにひび割れ

対象建物





豊科近代美術館 増築棟



■劣化状況概要

赤文字：劣化状況C（重度の劣化がある状態）の内、特に優先すべき項目
 青文字：劣化状況C（重度の劣化がある状態）の内、上記を除くもの
 黒文字：劣化状況B（軽微な劣化がある状態）

天井6・7：岩綿吸音板に染み（上部屋根から雨漏り）

屋根1・2：アスファルトシングル葺きにコケが発生
 3～6：パラペットにひび割れ、コーキング劣化
 7・8：雨樋に漏水跡
 9～12：陸屋根タイルに白華、コーキング劣化、コケ・草が発生
 13：コンクリート製樋受けが損壊
 14・15：防水立上り部コーキング劣化、モルタルにひび割れ

屋根16～17：パラペットにひび割れ、コーキング劣化
 18～19：軒先吹付仕上に剥落
 外壁55～57：吹付仕上の変色あり
 58：屋根との取り合い部にひび割れ
 59・60：開口部周囲のコンクリートにひび割れ

開口5・6：鋼製ドアの錠が破損

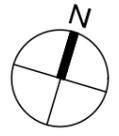
内床22・23：コンクリートスラブにひび割れ
 内壁68～71：ビニールクロス剥がれ・浮き・傷等
 72～97：コンクリートひび割れ
 98～104：吹付仕上の剥がれ・欠け・傷等
 105・106：塗装仕上のひび割れ
 107：グラスウールマットの剥落

建具5：木製ドアの傷・破損
 6：木製ドアの丁番跡
 雑2：シャンデリアのガラスに欠け

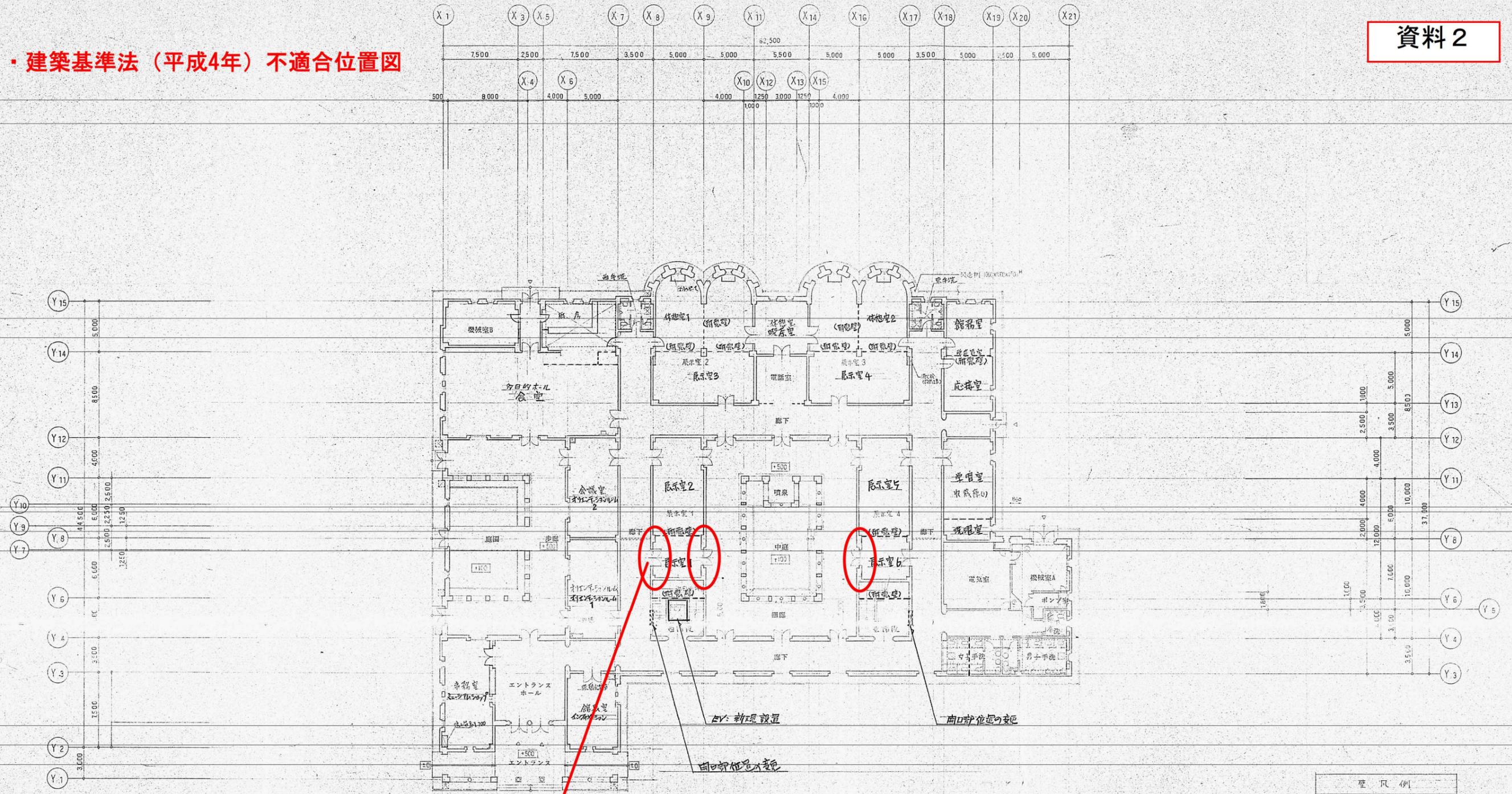
屋根20：軒先にひび割れ
 21：陸屋根ユニットタイルにコケが発生
 開口7～11：鋼製ドアの塗装劣化
 12：鋼製ドアの戸当り金物が破損

屋根22：防水押えコンクリート目地が劣化、草が発生
 23：防水立上り保護材（押出成型セメント板）にひび割れが発生

■：対象建物



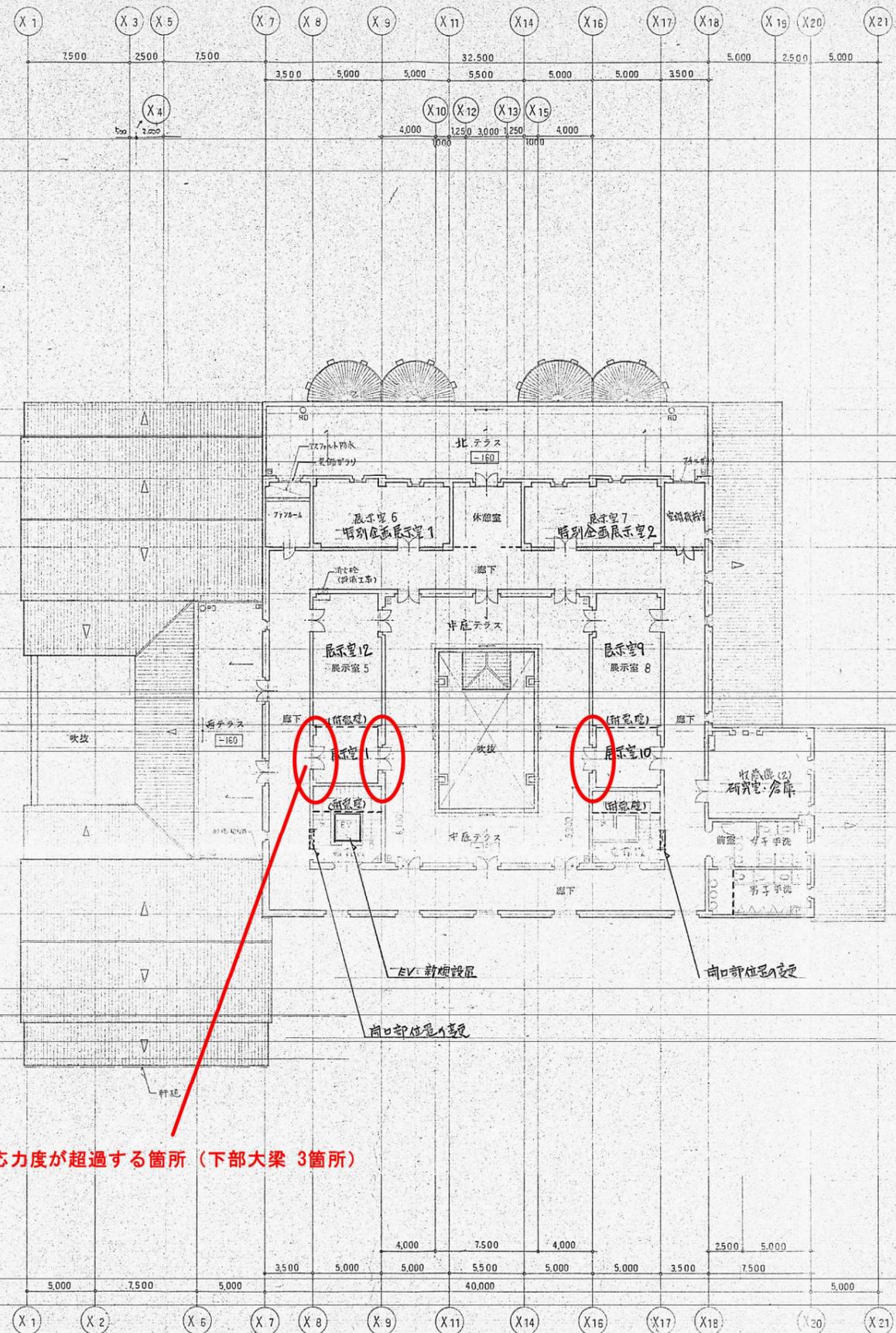
・ 建築基準法（平成4年）不適合位置図



・ 許容応力度が超過する箇所 (上部大梁 3箇所)

壁 凡 例	
	RC壁
	LGS 内面 PB+15 張
	37mm グypsum 壁
	防火壁 壁 H=500 耐火性能 2時間以上

1 階平面図 S=1:200 基準レベル: GL+0 (IFL: GL+500)



・許容応力度が超過する箇所（下部大梁 3箇所）

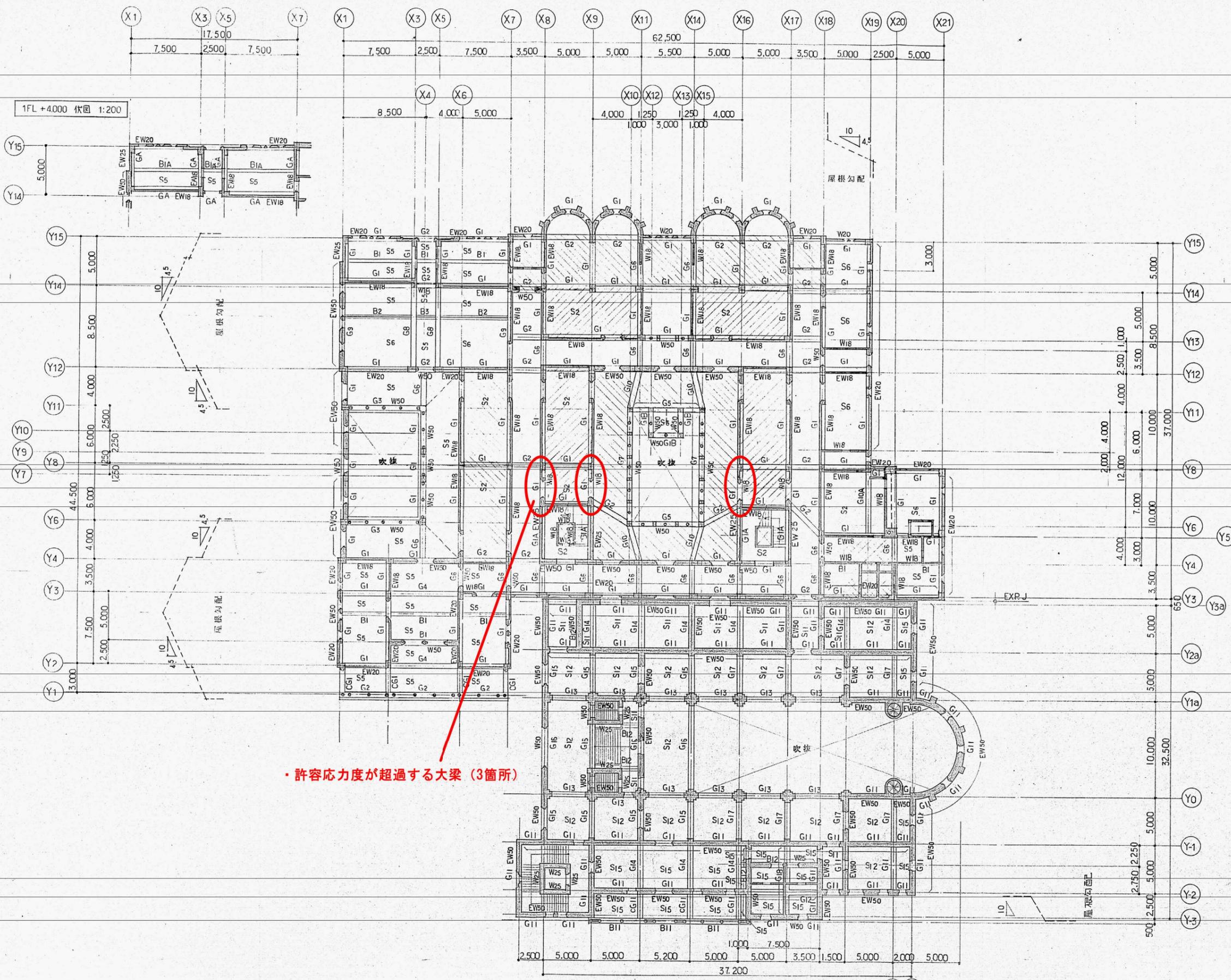
壁凡例	
	RC壁
	LGS 両面 PVB 5 張
	コンクリートガラス

2階平面図 S=1:200 基準面は 2FL+0 (2FL=GL+6.200)

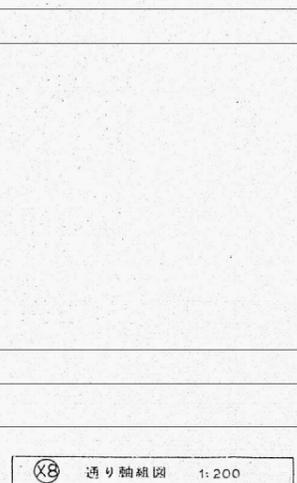
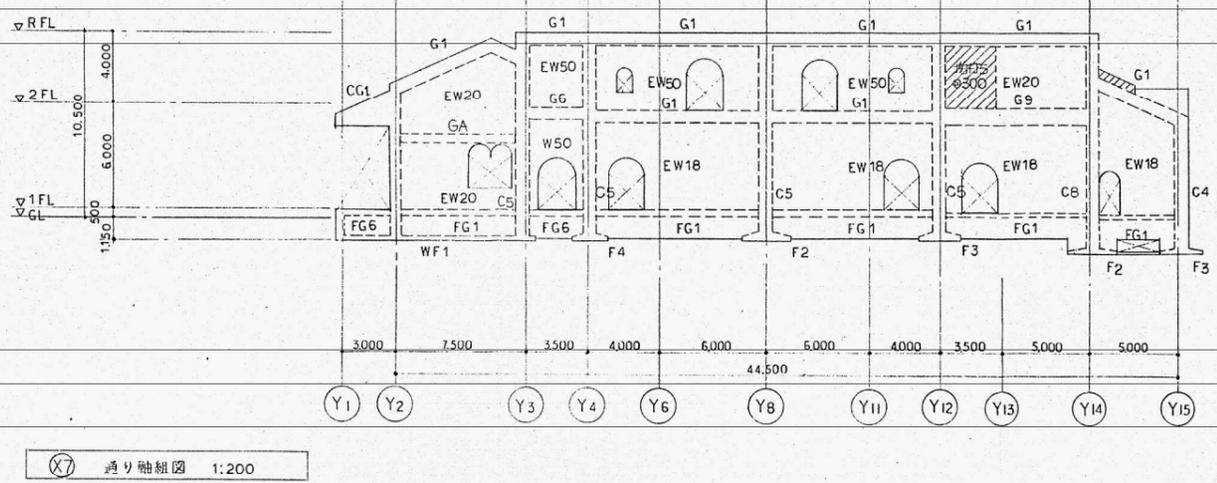
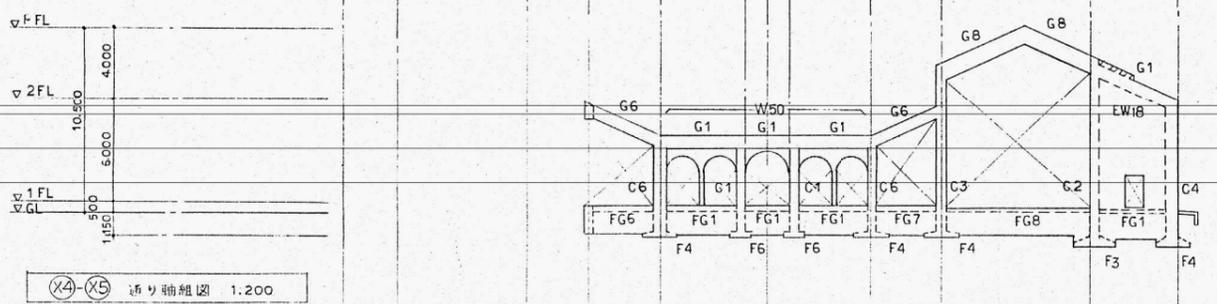
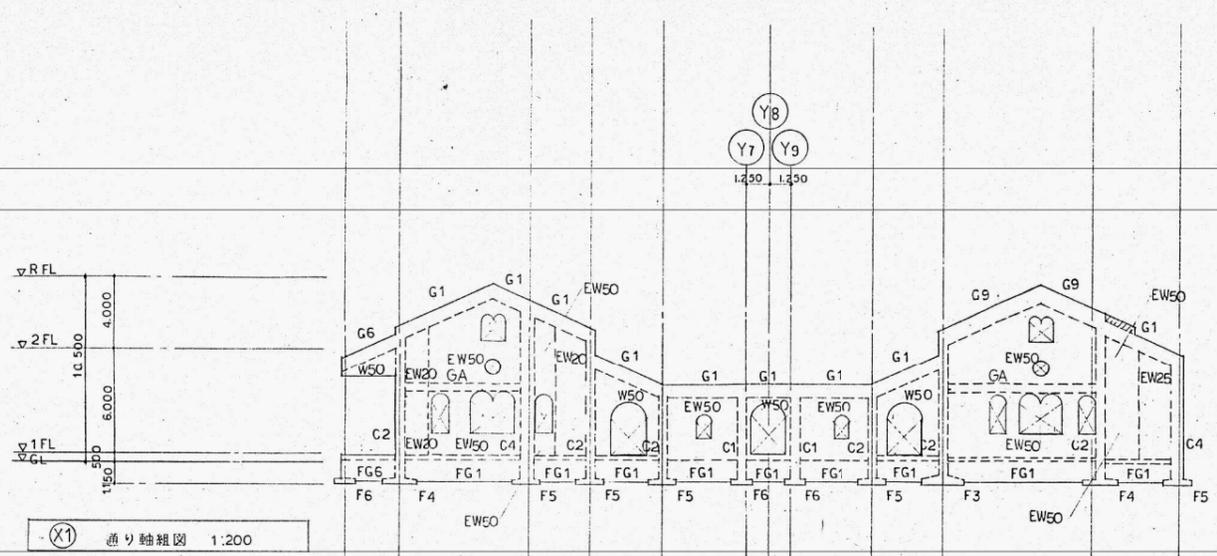
共通事項

1. 特記なき壁は 外壁 W50
内壁 W15 とす。
2. 特記なきスラブは S1 とする
3. 躯体コンクリート上端 (2FL = GL+6.500)

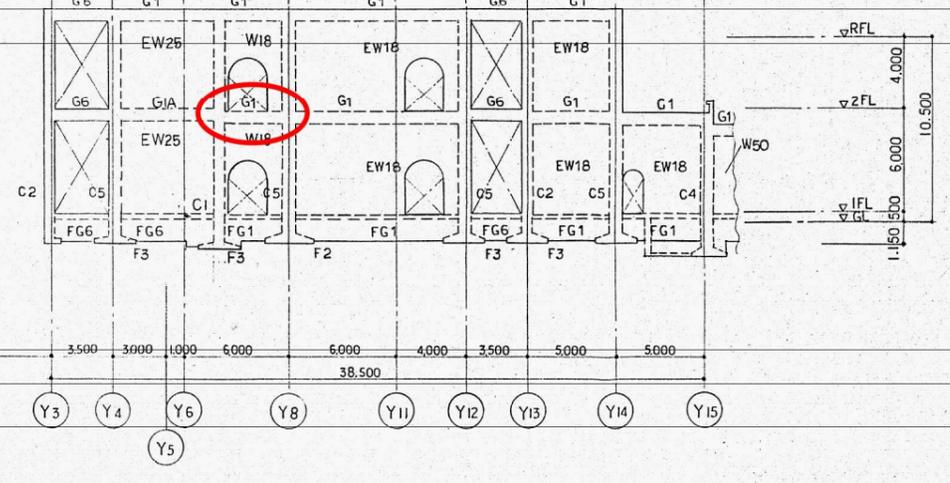
- 印 2FL - 50
- ▨印 2FL - 150
- ▩印 2FL - 200
- ▧印 2FL - 300



・許容応力度が超過する大梁 (3箇所)



・許容応力度が超過する大梁



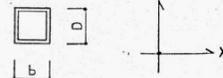
柱 断面表 1:50

階	符号	C1 (CIA) C2 C3 C4 C5 C6 C7 C8								
2	断面						C5に同じ			
	寸法	500 x 500	750 x 500	750 x 500	500 x 750	500 x 750				
	主筋	12-D19	12-D19	12-D19	12-D19	12-D19				
1	断面									
	寸法	500 x 500	750 x 500	750 x 500	500 x 750	500 x 750	500 x 950	500 x 875		
	主筋	12-D19	12-D19	12-D19	12-D19	12-D19	20-D19	14-D19	12-D19	
		帯筋	□-D10-φ100							

共通事項

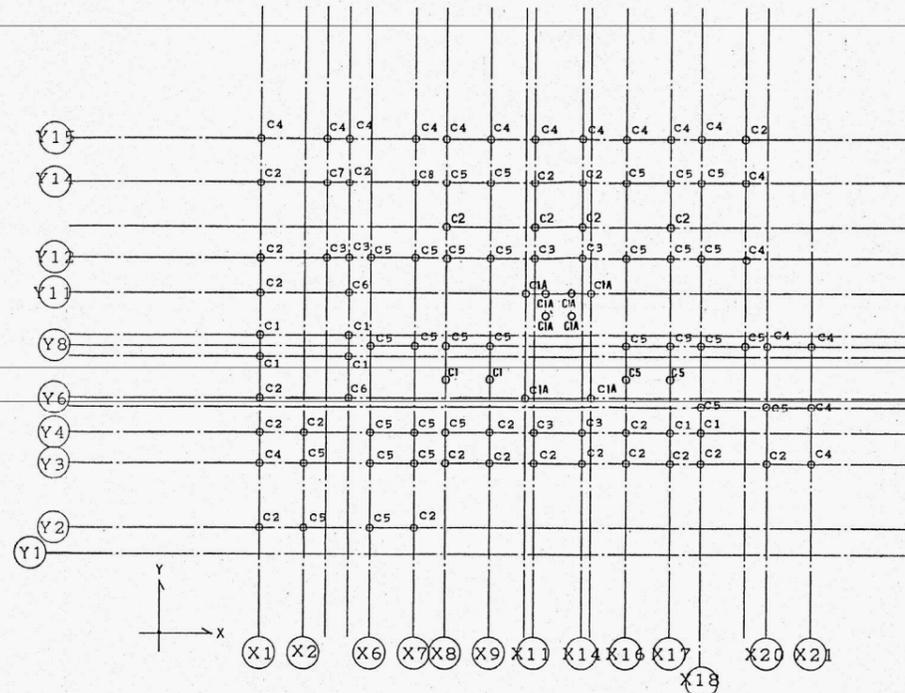
特記無き限り下記とする。

1 寸法 (b x D)



2 帯筋 □D13 @100

3 仕口部 φ150



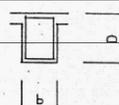
KEY PLAN

大梁断面表 1:50

階	符号	G1 (G1B)		G2		G3		G4		G5		G6		G7		G8		G9		G10	G10A			G1A	CG1	
		位置	全断面	全断面	端部	中央	端部	中央	端部	中央	端部	中央	端部	中央	端部	中央	端部	中央	端部	中央	全断面	Y5 端	中央	Y8 端	全断面	元端
R	断面			G3, G4, G5, G6, G7, G8, G9					CG1																	
	寸法	500x 700	500x 700			500 x 700	250 x 700																			
	上端筋	3-D22	4-D22			4-D22	4-D22																			
	下端筋	3-D22	4-D22			4-D22	4-D22																			
2	断面																									
	寸法	500x 700	500x 700	500 x 1000	500 x 700	600 x 700	500 x 700	600 x 1.500	500 x 1.000	500 x 1.000	600x 1000	500 x 700	250 x 700	500 x 2000 ~ 700												
	上端筋	3-D22	4-D22	5-D22	3-D22	4-D22	3-D22	5-D22	3-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	7-D22	4-D22	4-D22	7-D22	3-D22	7-D22	4-D22
	下端筋	3-D22	4-D22	3-D22	4-D22	4-D22	3-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	7-D22	4-D22	4-D22	7-D22	3-D22	4-D22
		あばら筋	□-D13-φ100																							
		腹筋	4-D10																							

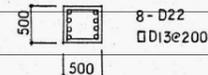
共通事項

特記無き限り下記とする。



- 寸法 (b x D)
- 肋筋 □D13 @200
- 腹筋 2-D10
- 中止 D10 @1000

1) GA 断面は下記による。



3 - 1 改修計画の提案

(1) 改修計画の提案

- ・平成 4年当時の構造基準に適合していない、大梁 3箇所での改修計画の提案を行う。
改修は「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針」に準拠するものとし、建物用途を制約させない方法を模索する。

① X8通り 大梁の改修計画

- ・許容応力度が超過している原因は、垂れ壁による剛性の上昇が一因である。
したがって剛性の上昇を防ぐ目的から、垂れ壁に耐震スリットを設置する計画とする。
耐震スリットは剛性の影響が入らないよう、完全スリットとし、壁のたわみ・倒壊を防止するため、大梁と接着系アンカーにより接合する。
また施工する際には、同様の架構である X17 通りも、許容応力度がほぼ上限のため改修することが望ましい。

② X9、X16通り 大梁の改修計画

- ・上記 X8通りとよく似た架構のため同様な補強を考えたが、スパン数の違いから、耐震スリットの改修では、改善されない。
そこで、現在 2階の開口部が乾式により閉塞されているため、これを開口閉塞耐震壁として計画する。計画は 2階を想定したが、1階でも同様な効果があり、どちらでも問題ない。